

## 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書

土地区画整理事業施行地区内において、下記のように建築物・工作物の新築・改築・増築・土地形質の変更・物件の設置・物件のたい積を行いたいのので許可されたく、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

黒部市長 武隈 義一 殿

住所  
申請者  
氏名 Ⓜ

住所  
代理人  
氏名 Ⓜ

土地の表示		黒部市		番地		用途地域				
仮換地		地区	工区	街区	仮地番	符号				
仮換地指定年月日		令和 年 月 日		仮換地面積		m <sup>2</sup>				
土地所有者の住所氏名及び土地使用承諾印並びに使用地面積		住所 氏名 <span style="float: right;">Ⓜ</span>					使用地面積			
							m <sup>2</sup>			
許可を受けようとするものの概要	建築行為	階別		1階	2階	階	階	階	構造	
		床面積	申請部分		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			申請以外の部分		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築以外の行為		種別	数量		概要				
工事着手及び完了予定		着手 令和 年 月 日			完了 令和 年 月 日					
土地区画整理事業 施工者記入欄	許可についての支障の有無									
	許可に附すべき条件等									
	その他の事項									
	職氏名印		Ⓜ							

- 備考 1. 申請人において太枠の中を記入して下さい。  
 2. 最上欄の申請書類該当個所を囲んで下さい。  
 3. 添付図面は、付近見取図、仮換地図、建物配置図、平面及び構造図又は立面図。  
 4. 代理人から申請の場合は、申請人の印はいりませんが代理権を証する委任書を添付して下さい。

# お 願 い

関係者の皆様へ

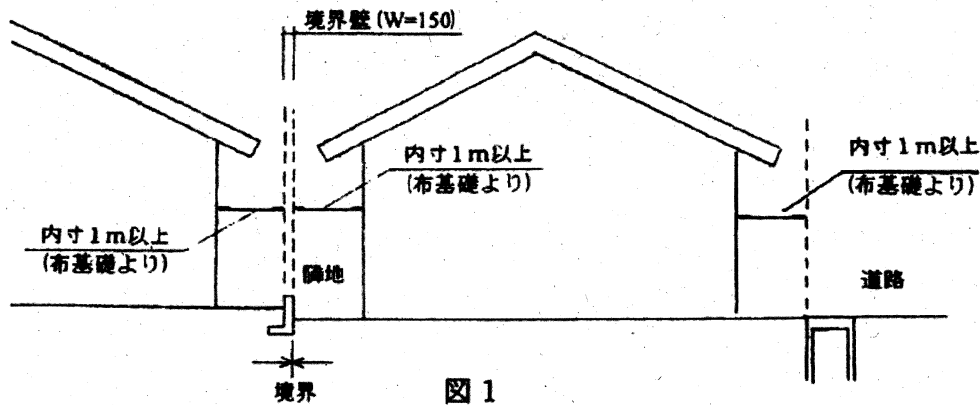
黒部市都市創造部街路公園課

TEL 0765-54-2648

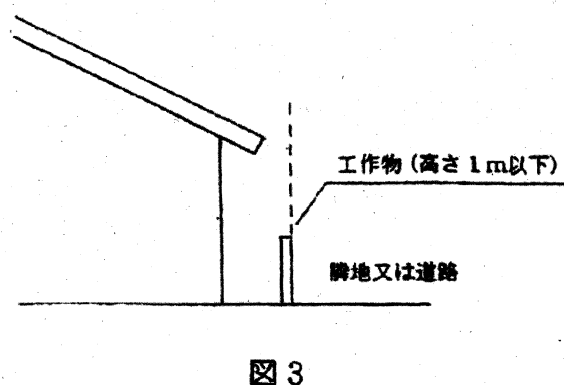
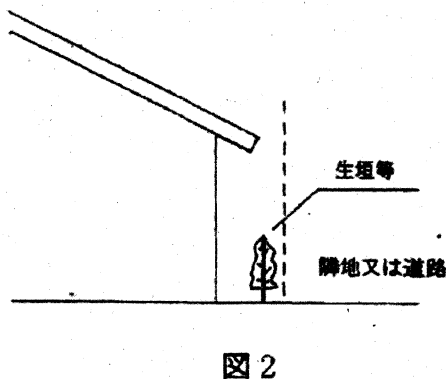
皆様と共に住みよいまちをつくるため、土地区画整理事業による町並みの整備について、提案させていただきます。

さて、このたびは、風通し、陽当たり、雪、景観に関する提案であります。

- 1 建物等の新築及び移転の際には、隣地境界壁及び道路境界から、外壁までを1m以上離れて建築して下さい。 (図1をご覧ください)



- 2 敷地まわりの囲い等 (塀や垣等) については、固い物 (ブロック、コンクリート等) ではなく、生垣や樹木等として下さるよう、お願いいたします。 (図2をご覧ください)  
囲い等をどうしても固い物 (ブロック、コンクリート等) としたい場合は、高さ1m程度までの物として下さるよう、お願いいたします。 (図3をご覧ください)



以上2点について、特にご理解とご協力をお願いいたします。

住みよいまちをつくるため、皆様と相談しながら実現していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

裏面へつづく

住宅等建物の移転工事に関する一般的な手続きや指導事項についてまとめてみましたので参考にしてください。

#### 上水道、下水道、電気等の新設や移設について

- ・上水メーターボックス・下水汚水柵設置位置の申請方法について

申請は上下水道経営課となります。建築業者さんと設置場所を相談し、場所が決まりましたら申請してください。

- ・上水メーターボックス、下水汚水柵の設置費用について

権利者の使用状況によって内容が異なりますので、その都度担当課より説明があります。

なお、それぞれの使用料金については上下水道経営課にご連絡ください。

- ・電気、電話、ガス、ケーブルテレビについて

各々の会社へ連絡してください。

#### 建物建築等について

- ・移転工事の案内について

工事には、ご近所の方の理解と協力が必要です。工事の案内や協力をお願いすればと存じます。

- ・建築等の許可について

建物や工作物等の移転、新築、増改築等を行う場合には、事前に街路公園課へ連絡してください。

#### 建築業者さんへのお知らせ

- ・確認申請及び76条申請について

確認申請の前に、土地区画整理法76条の許可が必要です。まずは街路公園課へ連絡してください。

- ・基礎(境界からの離れ)、軒先(境界からの離れ)の確認について

76条申請の図面と同じか現場にて確認します。

- ・大型車両の通行許可について

地区内の道路は大型車通行禁止となっております。大型車両を使用される場合は、黒部警察署にて許可の手続きをしてください。

- ・道路規制について

路上作業等で道路を使用される場合(片側交互通行・通行止)、黒部警察署の許可や、黒部市消防署、道路河川課への届けが必要ですので手続きをしてください。

#### 相談メモ